

福島県版復興JV制度について

平成26年6月9日

入札監理課

1 制度の概要（平成23年12月）

県では、東日本大震災からの復興工事が本格化するに当たり、入札不調対策の一環として、不足する技術者等を広域的な観点から確保することを可能とし、県内企業が県外企業の技術力等を活用して大規模工事に対応できる枠組みを整えるため、^(注)公募型随意契約における建設工事共同企業体（JV）の取扱いについて定めた。代表構成員は県内Aランク企業とし、代表構成員以外の構成員は、県内に支店、営業所を有する県外Aランク企業の参加も可能とした。

1) 対象工事

公募型随意契約による大規模な災害復旧工事

2) 対象金額

一般土木工事、建築工事	予定価格	5億円以上
その他工事	予定価格	3億円以上

3) 構成員

2者又は3者

4) 代表構成員

等級別格付区分の最上位の等級（Aランク）に格付けされている者で、県内に主たる営業所を有する建設業者であること。

5) その他構成員

等級別格付区分の最上位の等級（Aランク）に格付けされている者で、地域要件を満たすものであること。ただし、県外に主たる営業所を有する建設業者においては、県内に委任先として登録を受けた支店又は営業所を有する者に限り構成員となることができる。

6) 配置技術者の専任

全ての構成員が工事現場毎に技術者を専任で配置しなければならない。

（注）公募型随意契約

緊急を要する災害復旧工事等のうち、予定価格が5億円以上となるものについて、迅速性のほかに透明性・公平性・競争性を確保するため見積の相手方を公募する随意契約

